（前のページより続き）

○一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条第一項第四号及び同条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める額を定める件の一部を改正する件（**同**七五）　八三四

○平成三十年度以降の五年間についての非化石エネルギー源の利用に関する石油精製業者の判断の基準の一部を改正する告示（**同**七六）　八三五

○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する件（**国土交通**四七六）　八四〇

○先進安全技術の性能認定実施要領の一部を改正する件（**同**四七七）　八四二

○後付安全運転支援装置の性能の評価等に関する規程（**同**四七八）　八四九

○後付安全運転支援装置の性能認定実施要領（**同**四七九）　八五二

○平成十七年国土交通省告示第三百八十五号の一部を改正する件（**同**四八〇）　八五二

○平成二十一年国土交通省告示第六百八十五号の一部を改正する件（**同**四八一）　八五三

○平成二十六年国土交通省告示第四百三十号の一部を改正する件（**同**四八二）　八五五

○平成二十六年国土交通省告示第四百三十一号の一部を改正する件（**同**四八三）　八五四

○平成二十六年国土交通省告示第四百三十七号の一部を改正する件（**同**四八四）　八五五

○平成二十七年国土交通省告示第四百八十二号の一部を改正する件（**同**四八五）　八五六

○平成二十七年国土交通省告示第四百八十五号の一部を改正する件（**同**四八六）　八五六

○平成二十七年国土交通省告示第四百三十六号の一部を改正する件（**同**四八七）　八五七

○平成二十七年国土交通省告示第四百七十九号の一部を改正する件（**同**四八八）　八五八

○平成三十年国土交通省告示第五百六十四号の一部を改正する件（**同**四八九）　八五八

○昭和五十四年建設省告示第七百六十七号の一部を改正する件（**同**四九〇）　八五九

○租税特別措置法施行令第二十五条第七項及び第三十九条の七第二項の規定に基づき、国土交通大臣が指定する区域を定める件（**同**四九一）　八六〇

○料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する件（**同**四九二）　八六〇

○昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する件（**同**四九三）　八六一

○平成二十六年国土交通省告示第四百二十八号の一部を改正する件（**同**四九四）　八六二

○平成二十六年国土交通省告示第四百二十九号の一部を改正する件（**同**四九五）　八六二

○建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（**同**四九六）　八六三

○建設業法施行規則第十八条の三第二項第三号の登録基幹技能者講習を修了した者に準ずる者を定める件（**同**四九七）　八六三

○専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示（**同**四九八）　八六四

○昭和五十四年建設省告示第七百六十八号の一部を改正する件（**同**四九九）　八六四

○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条の七の国土交通大臣が告示で定める基準を定める告示等の一部を改正する告示（**同**五〇〇）　八六六

○登録特定漁船講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容、講習の方法等の基準を定める告示（**同**五〇一）　八六六

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する告示（**同**五〇二）　八六八

○租税特別措置法施行令第二十二条の二第十項等の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準の一部を改正する件（**同**五〇三）　八七一

○公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第二項の障害補償標準給付基礎月額を定める件（**環境**四〇）　八七二

○公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第二項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件（**同**四一）